

# 神戸市保健医療審議会運営要綱

平成 12 年 5 月 11 日

審議会会長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市保健医療審議会規則（昭和 53 年 12 月規則第 104 号）第 9 条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議等の公開)

第 2 条 審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の会議は、これを公開する。但し、審議会等のそれぞれの決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。但し個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

(関係者の出席)

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、専門部会に準用する。この場合、「会長」とあるのを「部会長」と読み替える。

附 則 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 11 月 4 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。